

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 当分の間、第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(以下この項及び次項において「新銀行流動性比率告示」という。)第八十九条の規定にかかわらず、銀行は、当該銀行又はその連結子法人等(新銀行流動性比率告示第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。次項において同じ。)の海外営業拠点等(新銀行流動性比率告示第九条第一項第四号に規定する海外営業拠点をいう。以下この項及び次項において同じ。)が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外営業拠点が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。

2 当分の間、新銀行流動性比率告示第九十二条(第一号に係る部分に限る。)、第九十三条及び第九十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、銀行は、当該銀行又はその連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率(これに準ずるものを含む。以下同じ。)を、次の各号に掲げる資産のうち当該海外営業拠点が計上するものについて適用することができる。

一 新銀行流動性比率告示第九十二条第一号に掲げる資産

二 新銀行流動性比率告示第九十三条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産

三 新銀行流動性比率告示第九十四条第二号に掲げる資産

3 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける銀行がその旨を注記した場合に限り、適用する。

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正に伴う経過措置)

第三条 当分の間、第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考と

なるべきもの（以下この項及び次項において「新持株流動性比率告示」という。）第八十七条の規定にかかわらず、銀行持株会社は、銀行持株会社等（新持株流動性比率告示第一条第十二号に規定する銀行持株会社等をいう。次項において同じ。）の海外営業拠点等（新持株流動性比率告示第八条第一項第四号に規定する海外営業拠点等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。

2 当分の間、新持株流動性比率告示第九十条（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条及び第九十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、銀行持株会社は、銀行持株会社等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率を、次の各号に掲げる資産のうち当該海外営業拠点等が計上するものについて適用することができる。

一 新持株流動性比率告示第九十条第一号に掲げる資産

二 新持株流動性比率告示第九十一条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産

三 新持株流動性比率告示第九十二条第二号に掲げる資産

3 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける銀行持株会社がその旨を注記した場合に限り、適用する。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条 当分の間、**第●条**の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（以下この項及び次項において「新信金流動性比率告示」という。）第九十条の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその連結子法人等（新信金流動性比率告示第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。次項において同じ。）の海外拠点等（新信金流動性比率告示第九条第一項第四号に規定する海外拠点等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。

2 当分の間、新信金流動性比率告示第九十三条（第一号に係る部分に限る。）、第九十四条及び第九十五条（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその連結子法人等の海外拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率を、次の各号に掲げる資産のうち当該海外拠点等が計上するものについて適用することができる。

- 一 新信金流動性比率告示第九十三条第一号に掲げる資産
 - 二 新信金流動性比率告示第九十四条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産
 - 三 新信金流動性比率告示第九十五条第二号に掲げる資産
- 3 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける信用金庫連合会がその旨を注記した場合に限り、適用する。
(金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正に伴う経過措置)
- 第五条 当分の間、第●条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準(以下この項及び次項において「新最終指定親会社流動性比率告示」という。)第八十七条の規定にかかわらず、最終指定親会社は、最終指定親会社等(新最終指定親会社流動性比率告示第一条第十二号に規定する最終指定親会社等という。次項において同じ。)の海外営業拠点等(新最終指定親会社流動性比率告示第八条第一項第四号に規定する海外営業拠点等という。以下この項及び次項において同じ。)が所在する国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる。
- 2 当分の間、新最終指定親会社流動性比率告示第九十条(第一号に係る部分に限る。)、第九十一条及び第九十二条(第二号に係る部分に限る。)(。の規定にかかわらず、最終指定親会社は、最終指定親会社等の海外営業拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率を、次の各号に掲げる資産のうち当該海外営業拠点等が計上するものについて適用することができる。
 - 一 新最終指定親会社流動性比率告示第九十条第一号に掲げる資産
 - 二 新最終指定親会社流動性比率告示第九十一条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産
 - 三 新最終指定親会社流動性比率告示第九十二条第二号に掲げる資産
- 3 前二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける最終指定親会社がその旨を注記した場合に限り、適用する。